

税制改正に関する提言

この程、全法連より「令和4年度税制改正に関する提言」が公表されました。本年度の提言では新型コロナウイルス感染症による未曾有の危機的状況下において、地域の産業と雇用を支える中小企業の経営を支えるべく実効性のある支援と税制措置を求めるとともに、厳しさを増す財政状況を踏まえ、コロナ終息後には本格的な税制改革を求める内容となっております。

本稿では提言の中の「基本的な課題」の抜粋を掲載いたしますが、全文につきましては全法連HPにてご確認下さい。(全法連HP <http://www.zenkokuhojinkai.or.jp/>)

令和4年度税制改正に関する提言（抜粋）

我が国経済は新型コロナウイルス感染症の世界的大流行により未曾有ともいえる危機的事態に陥ったが、来年度には流行の収束が見込まれているほか、企業収益をはじめとして経済社会もコロナ前の状態に戻りつつある。このため、ポストコロナに向けた戦略をどう構築し実行していくかが最も問われている。それにはコロナ禍によってもたらされた問題や課題を冷静に分析し解を見出す必要がある。その意味で最重要と言えるのは、莫大なコロナ対策費の財源を賄った国債、つまり膨大な借金をどう返済するかであろう。先進国の多くはこうした借金について返済計画の大枠を示しており、我が国も東日本大震災の復興計画などを参考に具体的な方策を早急に策定すべきである。

今回のコロナ禍は国際経済の枠組みにも影響を与えた。その代表例は法人税の国際的な最低税率設定で各国が合意したことだろう。国債の返済財源確保が発端になったわけだが、近年の法人税率引き下げ競争に歯止めをかける意味でも明確な潮流変化と言える。また、喫緊の課題となった温室効果ガス削減を目指す脱炭素化は、産業界にとって重荷であると同時に成長のカギとなる。

さらに強調したいのは、たとえコロナ禍が収束に向かったとしても、その後遺症は小さくないということである。とくに中小企業は長期にわたってコロナ禍の影響を直接的に受け、対応は限界に達している。地域経済と雇用を担う中小企業が立ち直れなくなれば、我が国経済は土台から揺らぐことになる。税財政や金融面からの実効性ある対策が急務である。

「基本的な課題」

I. 税・財政改革のあり方

1. 財政健全化に向けて

- (1) 感染症拡大が収束段階になった際には、税制だけではなく大胆な規制緩和を行うなど、スピード感をもって日本経済の本格的な回復に向けた施策を講じる必要がある。なお、相応の需要喚起を行うことも必要ではあるが、それがバラマキ政策とならないよう十分配慮すべきである。
- (2) 財政健全化は国家的課題であり、コロナ収束後には本格的な歳出・歳入の一体的改革に入れるよう準備を進めることが重要である。歳入では安易に税の自然増収を前提とすることなく、また歳出については、聖域を設けずに分野別の具体的な削減の方策と工程表を明示し、着実に改革を実行するよう求める。
- (3) 国債の信認が揺らいだ場合、長期金利の急上昇など金融資本市場に多大な影響を与え、成長を阻害することが考えられる。政府・日銀には市場の動向を踏まえた細心の政策運営を求めたい。

2. 社会保障制度に対する基本的考え方

- (1) 年金については、「マクロ経済スライドの厳

格対応」、「支給開始年齢の引き上げ」、「高所得高齢者の基礎年金国庫負担相当分の年金給付削減」等、抜本的な施策を実施する。

- (2) 医療は産業政策的に成長分野と位置付け、デジタル化対応など大胆な規制改革を行う必要がある。令和4年度は診療報酬の改定年となるが、給付の急増を抑制するために診療報酬（本体）の配分等を見直すとともに、ジェネリックの普及率をさらに高める。
- (3) 介護保険については、制度の持続性を高めるために真に介護が必要な者とそうでない者とのメリハリをつけ、給付及び負担のあり方を見直す。
- (4) 生活保護は給付水準のあり方などを見直すとともに、不正受給の防止などさらなる厳格な運用が不可欠である。
- (5) 少子化対策では、現金給付より保育所や学童保育等を整備するなどの現物給付に重点を置くべきである。その際、企業も積極的に子育て支援に関与できるよう、企業主導型保育事業のさらなる活用に向けて検討する。

また、子ども・子育て支援等の取り組みを着実に推進するためには安定財源を確保する必要がある。

- (6) 中小企業の厳しい経営実態を踏まえ、企業への過度な保険料負担を抑え、経済成長を阻害しないような社会保障制度の確立が求められる。

3. 行政改革の徹底

- (1) 国・地方における議員定数の大胆な削減、歳費の抑制。
- (2) 厳しい財政状況を踏まえ、国・地方公務員の人員削減と能力を重視した賃金体系による人件費の抑制。
- (3) 特別会計と独立行政法人の無駄の削減。
- (4) 積極的な民間活力導入を行い成長につなげる。

4. マイナンバー制度について

すでに運用を開始しているが、マイナンバーカードの普及率が低いなど、国民や事業者が正しく制度を理解しているとは言い難い。政府は制度の意義等の周知に努め、その定着に向け本腰を入れて取り組んでいく必要がある。普及促進には、いかに利便性を高め身近な制度にするかが重要であるが、一方で制度の運用に当たっては、個人情報漏洩、第三者の悪用を防ぐためのプライバシー保護などが担保される措置を講じるとともに、コスト意識を徹底することが重要である。同制度はあくまで国民が信用できるかどうか为前提であり、これなしには成り立たないからである。

また、社会保障と税、災害対策となっている利用範囲をどこまで広げるかは、今後の重要課題であり、広範な国民的議論が必要であろう。

5. 今後の税制改革のあり方

今後の税制改革に当たっては、①経済の持続的成長と雇用の創出②少子高齢化や人口減少社会の急進展③グローバル競争とそれがもたらす所得格差など、経済社会の大きな構造変化④国際間の経済取引の増大や多様化、諸外国の租税政策等との国際的整合性—などにどう対応するかという視点等を踏まえ、税制全体を抜本的に見直していくことが重要な課題である。

II. 経済活性化と中小企業対策

1. 新型コロナウイルスへの対応

コロナ禍はすでに二年近くにわたっており、資金力の弱い中小企業の状況は限界に達している。その対策として各種支援措置が講じられたものの、不正受給の発生や、給付金の支給遅延等さまざまな問題が表面化した。

中小企業は我が国企業の大半を占め、地域経済の活性化と雇用の確保などに大きく貢献している。いわば経済社会の土台ともいえる存在であり、これが立ち行かなくなれば、経済全体にとっても取り返しのつかない事態に陥る。政府と自治体は複雑で多岐にわたるコロナ対策の周知・広報を徹底するとともに、申請手続きの簡便化やスピー

ディーな給付を行い、中小企業が存続を図れるよう全力で取り組む必要がある。

2. 中小企業の活性化に資する税制措置

(1) 法人税率の軽減措置

中小法人に適用される軽減税率の特例15%を本則化すべきである。また、昭和56年以来、800万円以下に据え置かれている軽減税率の適用所得金額を、少なくとも1,600万円程度に引き上げる。

(2) 中小企業の技術革新など経済活性化に資する措置

租税特別措置については、公平性・簡素化の観点から、政策目的を達したものは廃止を含めて整理合理化を行う必要はあるが、中小企業の技術革新など経済活性化に資する措置は、以下のとおり制度を拡充したうえで本則化すべきである。

① 中小企業投資促進税制については、対象設備を拡充したうえで、「中古設備」を含める。

② 少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置については、損金算入額の上限（合計300万円）を撤廃し全額を損金算入とする。なお、それが直ちに困難な場合は、令和4年3月末日までとなっている特例措置の適用期限を延長する。

(3) 中小企業の設備投資支援措置

3. 事業承継税制の拡充

(1) 事業用資産を一般資産と切り離した本格的な事業承継税制の創設

我が国の納税猶予制度は、欧州主要国と比較すると限定的な措置にとどまっており、欧州並みの本格的な事業承継税制が必要である。とくに、事業に資する相続については、事業従事を条件として他の一般資産と切り離し、非上場株式を含めて事業用資産への課税を軽減あるいは免除する制度の創設が求められる。

(2) 相続税、贈与税の納税猶予制度の充実

平成30年度税制改正では、中小企業の代替わりを促進するため、10年間の特例措置として同制度の拡充が行われたことは評価できるが、事業承継がより円滑に実施できるよう以下の措置を求める。

① 猶予制度ではなく免除制度に改める。

② 新型コロナの影響などを考慮すると、より一層、平成29年以前の制度適用者に対しても適用要件を緩和するなど配慮すべきである。

③ 国は円滑な事業承継が図られるよう、経営者に向けた制度周知に努める必要がある。なお、新型コロナの影響により事業承継の時期

を延期せざるを得ないケースもあることから、特例承継計画の提出期限（令和5年3月末日）および特例措置の適用期限（令和9年12月末日）を延長すべきである。

(3) 取引相場のない株式の評価の見直し

取引相場のない株式の評価については、企業規模や業種によって多様であるが、企業価値を高めるほど株価が上昇し、税負担が増大する可能性があるなど、円滑な事業承継を阻害していることが指摘されている。取引相場のない株式は換金性に乏しいこと等を考慮し、評価のあり方を見直す必要がある。

4. 消費税への対応

- (1) 消費税の滞納防止は税率の引き上げに伴ってより重要な課題となっている。消費税の制度、執行面においてさらなる対策を講じる必要がある。
- (2) システム改修や従業員教育など、事務負担が増大する中小企業に対して特段の配慮が求められる。
- (3) 令和5年10月からの「適格請求書等保存方式」導入に向け、本年10月より「適格請求書発行事業者」の登録申請がはじまる。新型コロナウイルスは小規模事業者等の事業継続に大きな困難をもたらしており、さらなる事務負担を求めれば休廃業を加速することになりかねない。現行の「区分記載請求書等保存方式」を当面維持するなど、弾力的な対応が求められる。

III. 地方のあり方

- (1) 地方創生では、さらなる税制上の施策による本社機能移転の促進、地元の特性に根差した技術の活用、地元大学との連携などによる技術集積づくりや人材育成等、実効性のある改革を大胆に行う必要がある。また、中小企業の事業承継の問題は地方創生戦略との関係からも重要と認識すべきである。
- (2) 広域行政による効率化や危機対応について早急かつ具体的な検討を行うべきである。基礎自治体（人口30万人程度）の拡充を図るため、さらなる市町村合併を推進し、合併メリットを追求する必要がある。
- (3) 国に比べて身近で小規模な事業が多い地方の行財政改革には、「事業仕分け」のような民間のチェック機能を活かした手法が有効であり、各自治体で広く導入すべきである。
- (4) 地方公務員給与は近年、国家公務員給与と比べたラスパイレス指数（全国平均ベース）が改善せず高止まりしており、適正な水準に是正する必要がある。そのためには国家公務員に準

拠するだけでなく、地域の民間企業の実態に準拠した給与体系に見直すことが重要である。

- (5) 地方議会は、議会のあり方を見直し、大胆にスリム化するとともに、より納税者の視点に立って行政に対するチェック機能を果たすべきである。また、高すぎる議員報酬の一層の削減と政務活動費の適正化を求める。行政委員会委員の報酬についても日当制を広く導入するなど見直すべきである。

IV. 震災復興等

政府は東日本大震災からの復興について、これまでの諸施策の効果を十分に検証し、予算の執行を効率化するとともに、原発事故への対応を含めて引き続き適切な支援を行う必要がある。とりわけ被災地における企業の定着、雇用確保を図ることが重要であり、実効性のある措置を講じるよう求める。

また近年、大規模な自然災害が相次いで発生しているが、東日本大震災の対応などを踏まえ、被災者の立場に立った適切な支援と実効性のある措置を講じ、被災地の確実な復旧・復興等に向けて取り組まねばならない。その際、被災者支援の観点から、災害による損失を雑損控除と切り離れた、新たな控除制度の創設について検討すべきである。

V. その他

1. 納税環境の整備

行財政改革の推進と納税者の利便性向上、事務負担の軽減を図るため、国税と課税の基準を同じくする法人の道府県民税、市町村民税、法人事業税の申告納税手続きにつき、地方消費税の執行と同様に、一層の合理化を図るべきである。

2. 環境問題に対する税制上の対応

政府は2050年までに「カーボンニュートラルの実現」を目指し、その中間に位置する2030年に「46%削減（2013年度比）する」との目標を国際公約として打ち出している。

これに対する税制上の措置については様々な議論があり流動的である。欧米などの制度や議論の動向を見極めつつ、既存のエネルギー関係税制との調整を図り、幅広い観点から十分な検討が行われる必要がある。

3. 租税教育の充実

税の意義や税が果たす役割を広く国民に理解してもらうため学校教育はもとより、社会全体で租税教育に取り組み、納税意識の向上を図っていく必要がある。

税務ポイント

(会社の税務 よろず相談室^{①64})消費税その25 食品の製造委託契約における 消費税の適用税率

Q. 弊社は食品製造業を営んでおりますが、自社ブランドの製品の他に、取引先より製造委託を受けてその相手先ブランドの製品も製造しています（いわゆる「OEM」）。製造委託により製造した製品に課される消費税の税率について教えて下さい。

A. 製造委託契約により食品を製造する場合、それが「製造販売」か「賃加工」かにより適用税率が異なります。「製造販売」であれば、飲食料品の譲渡として軽減税率8%が適用され、「賃加工」であれば、役務の提供として標準税率10%が適用されます。

「製造販売」か「賃加工」かは、製造委託契約について、完成品の所有権の帰属や、使用する原材料や包装資材を委託者が無償提供するのか、受託者が自社調達するのかといった点を総合的に勘案して判断されます。

以下、使用する原材料をA(主原料)とB(副原料)、包装資材をa(汎用品の容器等)とb(特注品の商品ラベル等)として説明します。契約内容は別表の5タイプとし、汎用的な包装資材aは契約⑤を除き自社調達です。

契約①は原料はA・B共に有償で支給され、包装資材bも有償で支給されます。②は副次的な原料Bと汎用品aは自社のものを使用しますが、他は全て有償で支給されます。①②共、対価を払って委託先や自社の仕入先から購入した原料と包装資材を用いて製造しており、それらの所有権は仕掛品や製品共に自社に帰属しています。販売の際はそれらの費用に加工に要した水道光熱費や人件費を付加して価格を設定します。こうした状況から、この契約による取引は製造販売に該当し、「飲食料品の譲渡」ですので軽減税率8%が適用されます。

一方、③は汎用的な包装資材a以外は全て委託先より無償で支給されます。④は原材料A包装資材bが委託先より無償で支給される一方、原材料Bと包装資材aは自社調達です。⑤は全ての原料と包装資材が委託先より無償で提供されます。無償で支給された原材料・包装資材は自社資産には計上しておらず、それらが製品の主要な構成要素であることから完成品の所有権も委託先にあるとしています。また販売の際は自社で購入したものの費用に水道光熱費や人件費を加算した額を加工賃料として委託先に請求しています。こうした状況を踏まえれば、この契約は製品の製造行為という「役務の提供」を行い、その対価として加工賃料を受領する「賃加工」と見なされますので、製品の販売に当たっては標準税率10%が適用されます。

尚、軽減税率8%が適用される飲食料品に使用される包装資材は、その販売に付帯して通常必要なものとして使用されるものに限られます。

(別表)

	原料A (主原料)	原料B (副原料)	包装資材a (汎用品の容器等)	包装資材b (特注品のラベル等)	消費税の 適用税率
契約①	有償支給		自社調達	有償支給	8%
契約②	有償支給	自社調達	自社調達	有償支給	8%
契約③	無償支給		自社調達	無償支給	10%
契約④	無償支給	自社調達	自社調達	無償支給	10%
契約⑤	無償支給				10%

(税制委員会：赤羽総一郎、山口優子、木下茂登次 グループ稿) (監修：関東信越税理士会 松本支部)



明日のいのちの為に。
くすりの未来を切り拓く。

キッセイ薬品は世界の人々の健康に貢献する、
創薬研究開発型企业です。

KISSEI
 **キッセイ薬品工業株式会社**
 本社：松本市芳野19番48号



皆さん
こんにちは♪

株式会社 中部水工
安曇野市穂高
代表取締役 小林 健二 氏

『事業を通じて地元へ貢献』

創業49年を迎える(株)中部水工は長年地元の公共及び民間の水道関係・建築関係の工事を担う企業です。当企業を牽引するのは、創業者の息子さんである小林健二さんです。社長さんは長野県商工会連合会の青年部長等を歴任し、地元は言うに及ばず、県内外にも幅広い人脈を持ち、企業の実績も折り紙付きの優良企業です。特に公共関係の事業は安曇野市を中心に優れた実績を持ち、地元産業の中核として幅広い活躍をしております。

そんな小林社長の趣味はゴルフと釣りで、リフレッシュできる時間も大切にしたいといわれておりました。特にドライバーの飛距離はプロをも凌駕するようです。ただ最近では忙しくて趣味を満喫することができないようです。今後の事業展開としては多様なニーズにも応えられるようサステナビリティをテーマにより良い空間創出にも取り組んでいきたいとおっしゃっておりました。愛娘の成長が一番の宝物とおっしゃる小林社長の笑顔で会社の明るい未来も予想できました。

(沖健史編集委員)



頑張ってます!!

『梓川上野の
美味しいりんごを
お届けします』

松岡果樹園
松本市梓川

松岡 朝香 さん

松本市梓川上野地区で約半世紀りんご栽培に取り組まれている松岡果樹園さん。松岡朝香さんは約10年前に嫁がれ、ご主人様やご家族と共に美味しいりんご作りに日々汗を流されています。

梓川上野地区は標高600～700mの内陸性気候にあり、梓川の源流にある上高地から吹く風の影響も加わり昼夜の寒暖差が生まれ、りんごの栽培に適した土地とされており、松岡果樹園さんをはじめ、古くから上質なりんごを栽培されている農家が数多くおられる地域です。

松岡さんは現在約1町歩の畑で数種類のりんごを栽培されています。実りの秋を迎えるためには一年中様々な作業を続けなければなりません。しかもそのほとんどが手作業ということですが、一粒ひとつぶ手塩にかけると美味しくりんごが生まれることを実感されているとともに、長年地道に栽培に取り組まれてきたご家族や周囲の農家さんの努力に対する敬意、この素晴らしい土地への感謝を年々抱くようになってきているそうです。

お仕事にご家庭にお忙しい毎日をお過ごしですが、最近、猫を飼い始めたそうで、「とても癒されています♪」とのこと。これからも美味しいりんご作り、頑張ってください!

(上兼健司編集委員)

地域社会の繁栄のために。

PROSPERITY FOR LOCAL COMMUNITIES WORLDWIDE



鍋林株式会社

www.nabelin.co.jp

環境 ISO14001
品質 ISO 9001
認証取得

・【ふるさとの食】シリーズ ⑳

りんご
安曇野林檎ナポリタン
『安曇野のご当地グルメ♪』

安曇野林檎ナポリタンは、安曇野の自然の恵みを活用したご当地グルメで、その名の通り、安曇野産の林檎を使用したナポリタンです。安曇野産の林檎を使うことだけが条件のため、生のまま林檎を使ったり、ジュースやジャムを使ったりとレシピは自由であり、お店によってさまざまな味が楽しめます。現在、市内外14店舗で、通年もしくは林檎の旬に合わせて秋～冬を中心に提供（予定含む）されています。

その誕生は平成23年に市が取り組んだ「安曇野B級ご当地グルメ開発事業」がきっかけでした。安曇野調理師会、松本大学矢内研究室、安曇野市商工会飲食分科会や安曇野市B級グルメ開発事業ワークショップメンバー等の協力により商品開発がなされ、平成25年に

国営アルプスあづみの公園で開催された「安曇野フェスタ」において初披露を行い、現在は安曇野調理師会が中心となり各店舗で提供されています。

誕生から9シーズンを迎えましたが、携わられる皆さんは「安曇野林檎ナポリタン」の認知度を高めるとともに、市内・市外を問わず参加店舗を増やしていきたいと考えているそうです。今年度も安曇野市の飲食店や直売所などを巡る「安曇野の食と魅力大発見！スタンプラリー2021」（11月11日～令和4年2月28日）に安曇野林檎ナポリタンも参加するとのこと。このスタンプラリーは、冊子版とQRコードを読み込むデジタル版の2種類があり、応募者の中から抽選で宿泊クーポン券、安曇野の特産品詰め合わせセットなどが当たります。安曇野林檎ナポリタンの提供店舗も巡っていただくとともに、安曇野の食を楽しめる内容となっていますので、ご参加してみたいかたがででしょうか♪

気になるお取り扱い店舗等は安曇野市HPに掲載されています。『安曇野林檎ナポリタン』で検索してみてください。（上兼健司編集委員）



松本法人会の全ての
会員の皆様へ

あなたのお知り合いを紹介してください
“法人会やまびこ運動”ご協力のお願い

“やまびこ運動”とは

新規会員獲得を目指し、5月より活動を展開しております“松本法人会 やまびこ運動”。大変厳しい状況下ではございますが、社会を支える『税』に携わる団体としてこれからも精力的に活動を続けていくために、1社でも多くの方々にご入会いただくことを目指し、会員企業の皆様にお取引先やお知り合いをご紹介いただいております。

ご案内の通り、この活動は11月末日までを一つの区切りを実施してまいりますので、どうか引き続き、皆様からの温かいご協力をお願い申し上げます。

- ☆会員の皆様のお取引先やお知り合いをご紹介いただき、法人会にご入会いただいている方に当会から入会のお勧めをする運動です。
- ☆ご紹介先は当会加入の有無が不明な場合でも、お気軽に“いつでも”ご返信をお願いいたします。
- ☆広報誌前月号付録のご案内(オレンジ色のチラシ)裏面に、ご紹介いただけるお取引先やご友人等を記入いただき事務局まで返信をお願いいたします。

皆様のご協力をお願い申し上げます。

<p>エネルギーと環境の ハーモニーを目指します。</p> <p>サンリン株式会社</p> <p>東筑摩郡山形村下本郷4082-3 TEL.0263-97-3030(代) http://www.sanrinkk.co.jp/</p>	<p>青年部・女性部 </p> <p>部員募集中!!</p>
---	---------------------------------------

法律レポート**中小企業におけるテレワーク導入の際における検討事項**

三浦法律事務所 弁護士 三浦 守 孝

**1、はじめに**

新型コロナウイルス感染症対策として、中小企業ではテレワークに関する制度を特に設けないまま、テレワークを希望する従業員に対し現場の判断で認めてきたところが多いと思われます。今後は第6波等に備えテレワークを常態化することも想定し、企業としてテレワークの制度を作る場合に、どのような点に留意したらよいかを考えます。

2、テレワークの対象・根拠について

まず導入目的、対象業務、対象となり得る労働者の範囲、実施場所、テレワーク可能日（労働者の希望、当番制、頻度等）、申請等の手続、費用負担、労働時間管理の方法や中抜け時間の取扱方法、通常又は緊急時の連絡方法等について、あらかじめ労使間で十分に協議し、ルールを決めておくことが重要であり、企業は労使で協議して策定したテレワークのルールを就業規則に定め、労働者に適切に周知することが望ましいと思われれます。

なお、緊急事態宣言発令時は中小企業においてテレワークを命じることができる旨の規定の有無を問わず、従業員にテレワークを命じられます。ただテレワーク対象者選定に関する使用者の裁量に対しては、均等均衡待遇規制、男女差別禁止や不当労働行為禁止に反してはならない等の制約がありますし、個々の事案においては、企業が安全配慮義務の履行等の観点から、テレワークを認めない扱いが違法となる余地はあります。但し従業員には企業に対しテレワーク請求権は認められないとされております。

3、労働時間管理と労務管理について

企業にとってテレワークは業務の効率化に伴い、時間外労働の削減につながるというメリットが期待される一方で労働者が使用者と離れた場所で勤務するため相対的に使用者の管理の程度が弱くなる点も指摘されています。

また企業が、従業員に対し業務に関する指示や報告が時間帯にかかわらず行われやすくなり、労働者の仕事と生活（プライベート）の時間の区別が曖昧となり、労働者の生活時間帯の確保に支障が生ずるため、長時間労働による健康障害防止措置を図ることや、労働者のワークバランスの確保に配慮することが求められています。

客観的な記録による労働時間の把握として、労働者がテレワークに使用する情報通信機器について使用時間の記録化などにより、労働時間を把握し、労働者の自己申告により労働時間を簡便に把握する方法として

は、例えば一日の終業時に、始業時刻及び終業時刻をメール等にて企業に報告させるといった方法を用いることが考えられます。

また、企業が把握できない時間外労働等が発生することによる労働基準法違反のリスクを回避するためには、時間外・深夜・休日労働を原則禁止とする方針を選ぶこともありえます。

中抜け時における労働時間管理について中抜け時間を把握する場合には、休憩時間として取り扱い終業時刻を繰り下げたり、時間単位の年次有給休暇として取り扱う方法等が考えられます。中抜け時間を把握しえない場合には、始業及び終業時刻の間の時間について、休憩時間をのぞき労働時間として取り扱うことも考えられます。あらかじめ就業規則においてテレワークを行う際に、労働者が始業及び終業の時刻を変更できるようにすることが必要となります。

4、テレワークの際のハラスメントへの対応

企業はテレワークを行う従業員に対してハラスメントを行ってはならない旨を労働者に周知啓発する等、ハラスメントの防止対策を十分に講じる必要があります。この場合、業務内容との関連で合理性・相当性がある場合には認められますが、私生活に対する過度な立入とならないような配慮が必要となります。

また、労働者の私的空間を就業場所としていることからすれば労働者のプライバシーへの配慮は必要で企業のモニタリングによる労働者の精神的負担も念頭におかなければなりません。

5、テレワークにおける費用負担

個々の企業ごとの業務内容、物品の貸与状況等により、費用負担の取扱はさまざまであるため、労使のどちらがどのように負担するか、また、使用者が負担する場合における限度額、労働者が使用者に費用を請求する場合の請求方法等については、あらかじめ労使間で十分に話し合い、企業ごとの状況に応じたルールを定め、就業規則において規定しておくことが望ましいとされています。実際の費用のうち業務に要した実費の金額を在宅勤務の実態（勤務時間等）を踏まえて合理的・客観的に計算し、支給することが考えられます。就業規則に規定することで、従業員負担とすることもできますが就業規則の不利益変更の問題が生じます。

三浦法律事務所 当会顧問弁護士 三浦 守 孝
〒390-0874 松本市大手 1-3-29 丸今ビル 3F
TEL(0263)39-2030(代) FAX(0263)39-2031

特別応援金

[長野県新型コロナ中小企業者等特別応援金事業]

長野県PRキャラクター「アルクマ」
©長野県アルクマ



コロナ禍の影響により売上が大きく減少している事業者の皆様へ

※1,000円未満切り捨て

給付金額 = (基準月の事業収入等) - (対象月の事業収入等)

《対象月》2021年8月、9月のいずれかの月のうち、2019年または2020年の同月比で、事業収入等が50%以上減少している任意の月

《基準月》2019年または2020年における対象月と同じ月

上限金額 ◆中小法人等 **40万円以内** ◆個人事業者 **20万円以内**

※対象月の売上減少額が上限 ※申請は、各者1回限りです。

【第1弾】4月～6月分と合計で ◆中小法人等 最大 **60万円** ◆個人事業者 最大 **30万円**を支給

支給対象 **長野県内の幅広い業種の中小企業者等が対象です**

- 《主な要件》
- ① 【法人等】長野県内に本店等があり、長野県内で法人税を納税していること
【個人事業者】長野県内に住所があり、長野県内で事業収入等の確定申告を行っていること
 - ② 新型コロナウイルス感染症の影響を受け、2021年8月、9月のいずれかの月の事業収入等が、2019年または2020年の同じ月と比べて50%以上減少していること
 - ③ 国の月次支援金の8月分・9月分のいずれかまたは両方を受給していないこと
(申請している場合の応援金の支給は、月次支援金の結果判明後になります。)
 - ④ 公共法人・地方公共団体が50%以上出資する法人・政治団体に該当しないこと
 - ⑤ 被扶養者に該当しないこと

申請受付期間 **2021年(令和3年)10月1日(金)～11月30日(火)**

申請書類の提出方法 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、直接のお持ち込みはできません。以下の宛先に、追跡確認ができる簡易書留等で、必ず郵送により提出してください。

(郵送先)〒380-0824 長野市南石堂町1293 長栄南石堂ビル8階

長野県新型コロナ中小企業者等特別応援金(第2弾)事務局

(注)長野県が業務委託した機関(㈱JTB長野支店の特設事務所)の宛先です

申請書類等の入手方法 ○長野県新型コロナ中小企業者等特別応援金ホームページからダウンロード
(URL) <https://www.shinshu-ouen.jp>

○最寄りの県産業・雇用総合サポートセンター(県合同庁舎内 地域振興局商工観光課)、各商工会議所・商工会での受け取り

お問い合わせ先

長野県新型コロナ中小企業者等特別応援金事務局

電話:026-262-1807(委託先:㈱JTB長野支店)

受付時間:午前9時15分～午後5時15分(土日・祝日を除く)



※詳しくは長野県新型コロナ中小企業者等特別応援金事務局ホームページをご確認ください
(URL) <https://www.shinshu-ouen.jp>

**本年度の年末調整実務に関するお知らせ
～全法連作成テキスト「令和3年分 わかりやすい 年末調整
実務のポイント」のお届けと、国税庁作成動画のご案内～**



これまで税務署主催の研修会として毎年実施されておりました「年末調整説明会」につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により、本年度以降は行政事務のデジタル化推進により、集合研修方式を取り止め、動画配信などによる情報提供方式に見直されることとなりました。

こうした方針を受け、当会での対応を検討した結果、本年度は全法連が作成したオリジナルテキスト「令和3年分 わかりやすい 年末調整実務のポイント」を広報誌当月号とともにお届けいたしましたので、是非ご

活用ください。

また、国税庁HPには年末調整に関する動画等がまとめられたサイト「年末調整がよくわかるページ（令和3年分）」が設けられておりますので合わせてご案内いたします。

URL ↓

<https://www.nta.go.jp/users/gensen/nencho/index.htm?fsi=UnomSG6X> を入力いただくか、「国税庁 年末調整」等で検索。

「消費税込申告一声運動実施中」

女性部からのお願い

**— 児童養護施設「松本児童園」への
寄贈物品ご提供のお願い —**

女性部では今年も地域社会貢献活動として、児童養護施設「松本児童園」への支援を計画しております。子ども達の暮らしに役立つ日用品やコロナ対策用品をお届けしたいと考えておりますので、会員の皆様からのご提供をお願い申し上げます。(11月末まで受付を

予定しております)

※ご提供いただけます場合は、当事務局まで物品をお届けいただくか、ご希望がございましたらお預かりに上がりますのでお気軽にお申し付けください。

【日用品】

- タオル類 (バスタオル・フェイスタオル)
- ペーパー類 (トイレットペーパー・ティッシュ) 等

【コロナ対策用品】

- マスク類 (不織布) ○消毒用アルコール類 等
- ご提供のお申出・お問合せは松本法人会事務局 (電話 35 - 8080) までお願いいたします。

令和3年度 「税を考える週間」 行事予定

月日	時間	行事名	開催場所等
11月11日 ～ 11月17日	10:00～ 閉店まで	『税金展』開催 (最終日11月17日は13:00 まで)	アイシティ21 モール 1 階特設会場
11月11日 ～ 11月17日		横断幕の掲示 (松本地区納税貯蓄組合連合会主催)	松本駅
11月10日(水)	14:00～	税務講演会 (署長講演会) (主催: 松本法人会・松本間税会)	松本駅前会館 4 階大会議室
11月14日(日)	9:00～/18:00～ (120 分番組)	「国税の窓」特別番組 「第18回クイズ税金百科」放映	テレビ松本ケーブルビジョン
11月15日(月)	14:00～	時局講演会 渡辺 徹氏 「出会いと絆」 (主催: 関東信越税理士会長長野県支部連合会・関東信越税理士会松本支部・松本法人会)	ライブオンライン講演会
11月17日(水)	10:00～ 12:00	無料税務相談 (関東信越税理士会松本支部)	※ 1
11月17日(水)	16:30～	中学生及び高校生の税に関する作文及び 高校生の税に関するポスターの表彰式 (主催: 安曇野市租税教育推進協議会)	安曇野市役所
11月22日(月)	16:30～	中学生及び高校生の税に関する作文及び 小学生の税に関する標語表彰式 (主催: 塩尻市租税教育推進協議会)	塩尻市役所
		中学生及び高校生の税に関する作文の表彰式 (主催: 松本市租税教育推進協議会)	※ 2
		『税務署長納税表彰式』	※ 3

※ 1 電話相談: 事前予約が必要 (支部事務局 40-4115) ※ 2 及び 3 新型コロナウイルス感染予防のため個別対応

11月の予定

2日 部会長と組織委員・厚生委員との連絡会議
 4日 税制委員会・同グループ会議
 5日 青年部親睦ゴルフ大会
 9日 組織委員会
 10日 女性部幹事会、松本税務署長講演会
 15日 役員会、時局講演会
 17日 青年部第一委員会、幹事会
 18日 租税教室（明善小学校）
 19日 広報委員会、同編集会議
 24日 第108回税制勉強会
 25日 全国青年の集い佐賀大会（26日まで）
 29日 正副会長・正副委員長・部長会議
 30日 決算説明会

決算説明会

（法人税・消費税の説明会 / 10月決算法人対象）

11月30日(火) 午後2時より
 松本市駅前会館 4階「大会議室」

※会場設営（距離確保）、手指消毒、検温等の実施といった安全対策を行い開催いたします。
 ご参加いただく方にはマスクの着用にご協力をお願いいたします。なお、感染拡大状況により中止となる場合もございますがご了承願います。

第108回 税制勉強会開催のお知らせ （参加者募集）

108回目となる税制勉強会を開催いたします。皆様のご参加をお待ちしております。※事前申込制となります。

日時 11月24日(水) 午後2時～3時30分
テーマ 「インボイス制度ってなに？（基礎編）」
会場 松本市駅前会館4階「大会議室」
講師 松本税務署 担当官

定員 40名(先着順)※無料

お申込 事務局まで(電話 35-8080)

お願い

- ①広報誌10月号付録でお届けした冊子「基礎からわかる インボイス」を使用しますので、可能な方はご持参ください。※無い方には当日お配りいたします。
- ②会場設営・資料準備の都合上、参加をご希望される際には必ず事前にお申込いただきますようお願いいたします。

2021 シーズン松本山雅FC主催試合 観戦チケット(引換券)を抽選でプレゼント！！

Jリーグ松本山雅FC主催試合観戦チケット（引換券）を抽選でプレゼントいたします。注意事項をご確認いただき、下記方法にてご応募くださいますようお願い申し上げます。

【注意事項】

- ・チケット(引換券)は会場：アルウィン/ホーム自由席です。
- ・各試合チケット(引換券)は2枚ございます。1名の方にペアでプレゼント。
- ・新型コロナウイルス感染拡大状況により、開催を含めスケジュール等が変更となる場合も予想されますが、ご了承願います。
- ・全ての席種について試合当日場外南側エリアの特設チケット引換所にて引換券と、当日用チケットと交換していただきます。引換券のままのご入場は出来ません。

・今回は11月21日 [vs レノファ山口FC]～12月5日 [vs V・ファーレン長崎] のチケット(引換券)です。

【応募方法】

①お名前 ②企業名 ③ご連絡先（郵便番号・住所・電話番号）④ご希望される試合

※お一人様1試合とさせていただきます。下の『対戦スケジュール』をご確認いただき、「試合日時」と「対戦チーム」をご記入下さい。

上記4項目をご記入の上、法人会事務局に FAX (36-0839) で、11月15日(月)までにご返信いただきますようお願い申し上げます。(当選者の発表はチケットの発送をもって代えさせていただきます。)

『対戦スケジュール』

節	試合日時	対戦チーム	キックオフ時間
J2リーグ 40節	11月21日(日)	レノファ山口	14:00
J2リーグ 42節	12月5日(日)	V・ファーレン長崎	13:00

【お問い合わせ】 法人会事務局(電話：0263-35-8080)

インフォメーションコーナー掲載企業募集

ご利用ください!!

- 掲載無料
- 関係企業、県内外関係機関4,300社へ発送
- フルカラー印刷
- 広告初心者の方でも簡単に掲載いただけます

CD 紙メディアのイラストも
デジタルカメラ
デジタル写真機
手書きのイラストも
素材を組み合わせて

一般社団法人 松本法人会
めざします企業の
繁栄と社会への貢献

一般社団法人 松本法人会 〒390-0814 松本市本庄1-3-10 大同生命松本ビル5F
☎0263-35-8080 FAX 0263-36-0839

お申込みは……松本法人会事務局 ☎0263-35-8080

仏伊料理・フランス菓子 キュイエール・ダルジャン

仏伊料理・フランス菓子 キュイエール・ダルジャン



真心込めて作り上げた 季節の焼き菓子も揃えています

松本市小屋南 1-11-11 (☎0263-85-6670)

営業時間 AM10:00 ~ PM9:00 (月曜日休み)



子ども達を育み続ける 「町尻公園」(安曇野市穂高)

私の住む穂高地域にはすごく古い公園があります。その名は「町尻公園」。私(62歳)の物心ついた時にはもう存在していたから一体築何年になるんだろう。当時から滑り台、雲梯、ブランコ、ジャングルジム、砂場も完備されていて子どもたちの憩いの広場として鎮座しておりました。今もその役割を十分に発揮している以上に老若男女、子どもたちの癒し空間となっております。時代が移り変わっても変わらないものがあることに感動しました。



(沖健史編集委員)

川柳コーナー

見守ろう

選挙の後の

行動を

ともに泣き

ともに笑って

いい夫婦

愛娘

焼き芋ほおぼり

満足げ

新米

あ тогоき

件のコロナ禍でワクチン接種の2回目を終了いたしました。副反応にそなえるため解熱剤、経口補水液、アイスノン、アイスクリームなど、ありとあらゆる対策物を用意して万全を期して臨みましたが、説によると24時間後くらいが一番症状を重く感じるとのこと。期待?と不安に胸躍らせながら、時を待ちました。そして24時間後以降を過ごしましたが、一向に症状があらわれません。そして時間はずいぶん、いつもの日常に戻りました。何か物足りなさを感じつつも、2回打ったという安心感で、かなり大胆な行動もとるようになりました。その後何かの折、友人に副反応が出なかった旨を話すと帰ってきた言葉が「抗体ができていない可能性が高いのではないか」でした。急に不安になり、行動が今まで以上に自粛傾向になりました。自分の器の小ささを改めて感じました。因みに二人の息子はしっかりと熱が出ました。自分の加齢とせきを改めて感じる良い機会となりました。それでもまだ3回目のワクチン接種を期待する私はこれからどういう行動をとればいいのか。

(沖)

(本号)編集委員

沖 健史
上 兼 健 司



個人情報取扱について
当会は、会員企業に係る「個人情報」を研修会・諸会議の開催通知、機関紙等の送付並びに福利厚生制度のご案内など、本会の事業活動のために利用し、それ以外の目的で利用することは一切ありません。
また、お届けいただいた個人情報の開示、訂正等のお問い合わせは下記窓口までお願いいたします。
一般社団法人松本法人会 個人情報取扱係

発行所
一般社団法人 松本法人会
〒390-0814
長野県松本市本庄1丁目3番10号
TEL(0263)35-8080
FAX(0263)36-0839
編集人 百瀬衛貴男
(毎月1回1日発行)
印刷所 アサカワ印刷株式会社